

## 「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について (R3.5.17更新)

### 1 体制整備について

#### (1) 感染症対策を行う体制の整備

健康観察、教室環境の整備等、学校における感染症対策を徹底する。

#### (2) 保健管理体制の整備

学校保健委員会等を活用し、学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。

#### (3) 緊急連絡体制の整備

学校で感染が疑われる者がいた場合等の対応について緊急連絡ができるよう、連絡体制を整備するとともに、教職員の役割分担を明確にしておく。

### 2 学校における感染症対策について

#### (1) 感染源を絶つこと

風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が1つでもみられる幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止、教職員については、特別休暇の扱いとし、自宅で休養させることを徹底する。（感染レベルがレベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪の症状が見られる場合も、生徒等については、同条に基づく出席停止、教職員については、特別休暇の扱いとし、自宅で休養させることを徹底する。）

- 登校前に「健康観察カード」へ記録させ、学校で確認する。なお、風邪症状以外である場合は、備考欄にその旨を記載させ、登校可としてもよい。
- 登校前に確認できなかった生徒等については、教職員が検温及び体調不良等の確認を行い、症状が見られた場合は、帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するように指導する。（出席停止扱いとする。）
- 教職員については、出勤前に体温を確認させるなど自主点検を徹底する。
- 各授業の開始前に、体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、健康観察を徹底する。（同居家族等に体調不良者がいる生徒等については、学校において、より注意深く健康観察を行う。）
- 「学校等欠席者・感染症情報システム」に確実に入力する。
- 医療的ケアを必要とする生徒等や、基礎疾患のある生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をし、登校すべきでないと判断された場合については、出席停止の扱いとする。
- 保護者から新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、学校を休ませたいと相談された場合、まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症の対策について十分説明した上で、保護者が生徒等を出席させなかつた場合については、出席停止の扱いとすることができます。

## (2) 感染経路を絶つこと

### 【手洗い・咳エチケット】

- ・手洗いや咳エチケット（マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う）を徹底する。
- ・外から教室に入るとき、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、給食の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど様々な機会において、こまめな手洗いを徹底する。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用はしないこととし、毎日必ず交換するよう指導する。
- ・石けんに過敏に反応したり、手荒れの心配があつたりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮する。

### 【清掃・消毒】

- ・特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、家庭用洗剤等）を使用して清拭する。
- ・通常の清掃活動の中で生徒等が行う場合は、家庭用洗剤を用いる。
- ・消毒の方法について、物の表面の消毒については、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウィルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。

## (3) 集団感染のリスクへの対応

3つの条件（3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離や大声による会話や発声））が同時に重なることをできる限り避けること、また、3つの密が重ならない場合においても、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。

- ・教室内での生徒等の間隔は1メートルを目安とした座席配置とし（感染レベルが3の地域ではできる限り2メートル程度（最低1メートル）を目安として座席配置を行う。これはあくまでも目安であり、現場の状況に応じて柔軟に対応する。）、マスク着用した上で生徒等が対面にならないような形で教育活動を行うことが望ましい。
- ・教室等の換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行う。また、空調使用時等においても30分に1回は換気を行い、密閉空間にしない。
- ・マスクは、身体的距離が十分に確保できない場合に着用することとし、距離が確保できる場合は、着用の必要はない。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。（暑さ指数（WBGT）は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp> を参照）
- ・生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時は、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう指導する。

※フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされている。そのため、例えば教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりして指導する際にフェイスシールドやマウスシールドを活用する場合には、身体的距離を取りながら行う。

### 3 給食指導等の工夫

#### (1) 配膳時の留意点

- ・給食当番及び配食を行う教職員は、マスク・給食着を着用し、手指は確実に洗浄したかを毎日点検する。適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・配膳の前に、配膳台を消毒し、生徒等の各自の机を、丁寧に水拭きする。

#### (2) 食事の時の留意点

- ・給食時間は、机を向かい合わせにしない、会話を控えさせるなどの工夫をする。

#### (3) 食事後の留意点

- ・ストローなどの唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ、密閉して縛り廃棄する。

- ・感染予防のための食器返却時のルールを決め、各学級で徹底する。

(例) 皿やお盆は、各自がきちんと重ねて返却する。

はしは、各自が向きをそろえて返却する。

食器の片づけの後は、すみやかに手を洗う。

- ・給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮する。

### 4 新型コロナウイルスに係る東広島市立幼小中学校臨時休業等の実施について

#### (1) 感染者になった場合

##### 【生徒等の場合】

ア 校長は、感染した生徒等について、治癒するまで学校保健安全法第19条に基づく出席停止とし、感染者の在籍する学級等を学級閉鎖等の扱いとする。

イ 教育委員会は、広島県西部東保健所等（以下「保健所等」）による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で、保健所と相談の上、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を判断する。

ウ 保健所等は、当該生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

エ 学校は、保健所等の指示に従い、当該生徒等の行動範囲等を考慮して校内の消毒を行う。

オ 教育委員会は、保健所等の調査や助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級（学年）閉鎖及び臨時休業の有無、期間について判断する。

カ 学校は、プライバシーを配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布するとともにSNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、生徒等への指導を徹底する。

##### 【教職員の場合】

感染者が教職員である場合は、治癒するまで特別休暇26号の取得、在宅勤務により出勤させない扱いとする。なお、以降の対応については「【生徒等の場合】」のイからカまでと同様の扱いとする。

(2) 濃厚接触者に特定された場合（同居家族が感染した場合等）

【生徒等の場合】

- ア 校長は、濃厚接触者に特定された生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。（原則として2週間。）
- イ 生徒等の学びを保障する観点から、濃厚接触者と特定された時点では、学級（学年）閉鎖及び臨時休業としない。
- ウ 検査後、陽性反応があった場合は、「(1) 感染者になった場合【生徒等の場合】」と同様の扱いとする。

【教職員の場合】

- ア 校長は、濃厚接触者に特定された教職員について、特別休暇26号の取得、在宅勤務により出勤させない扱いとする。（原則として2週間）
- イ 教職員が、濃厚接触者と特定された時点では、学級（学年）閉鎖及び臨時休業としない。
- ウ 検査後、陽性反応があった場合は、「(1) 感染者になった場合【教職員の場合】」と同様の扱いとする。

5 学校が主催する行事について

学校が主催する行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施に当たっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮する。

なお、全生徒等が体育館等に集まるような行事は極力避けることとし、学年単位等で活動するに止める。校内放送、テレビ会議システム等で対応可能なものについては、優先して実施する。

※学校の教育活動等の実施の有無については、卷末資料参照。

6 学習指導について

(1) 各教科等における学習活動について

レベル3の地域では、各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）」は、行わない。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽科における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作科、美術科における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭科、技術・家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育科、保健体育科における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

なお、各学校においては、次に示す学習活動における必要な感染症対策を十分に講じた上で、学習活動を行うようにする。

【学習活動における必要な感染症対策】

- 通常マスクの着用を徹底し、飛沫が飛ぶことを防ぐ。

- できる限り個人や少人数・短時間で行う。
- 可能な限り2方向の窓を同時に開けたり、扇風機を活用したりし、密閉を防ぐ。
- 共用の教材、教具、情報機器は適切に水拭きする等、除菌する。
- 共用の教材、教具、情報機器を触る前後で手洗いを徹底する。

#### 【体育科・保健体育科等の指導】

- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行う。
- ・緊急事態宣言の対象区域に属する地域でも、運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ない。
- ・授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。
- ・呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。

#### 【音楽科等の歌唱指導・楽器指導（吹く楽器）】

- ・音楽科等の歌唱指導はできる限り短時間で行うこととする。また、一人一人の間隔を確保し、換気については気候上可能な限り2方向の窓を同時に開けた上で、人がいる方向に口に向かないようとする。歌唱の際もマスクの着用が原則ではあるが、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られた場合や体調等を考慮して、必要に応じて外してよいこととする。
- ・児童生徒の間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける。マスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低2メートル）をとってマスクを外して行うことも考えられる。
- ・マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは使用しない。フェイスシールドについては、合唱活動においての着用は推奨しない。
- ・楽器指導（吹く楽器）においても、短時間で行うことや、できる限り一人一人の間隔を確保すること、2方向の窓を同時に開けた上で、人がいる方向に向けて吹かないように留意する。

※感染対策の具体的な方法については、次の資料等を参照のこと。

- ・スポーツ庁ホームページ「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/jsa\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00001.htm)
- ・文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱指導を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日）
- ・東広島市教育委員会「感染リスク（3密）を避けて行う授業の工夫」

#### （2）休憩時間の過ごし方について

- ・児童生徒の休憩時間の過ごし方については、密集して遊ぶことのないように休憩時間（外遊びができる時間）を学年で割り振るなど、各学校において工夫することで感染防止に努める。
- ・外遊びについては、児童生徒が一定距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないように留意し、マスクを外してよいこととする。
- ・教室に入る前に、手洗いをするよう徹底する。
- ・外遊び等を終えて児童生徒が教室に戻った際には呼吸が落ち着いた後にマスクを着用させる。
- ・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫をする。

## 7 部活動について

新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策期間中の令和3年6月1日（火）までは、休止とする。ただし、校長の認める最小限の活動（学校体育団体主催大会や、最終学年の生徒の学校生活最後の大会に向けた活動等）については、感染リスクを低減させた上で実施できることとする。なお、部活動の実施に当たっては、次の点について留意する。

- ・屋外・屋内に関わらず、「クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則」に留意し、感染拡大防止の対策に努める。

＜クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則＞

- ①一度に大人数が集まって、人が密集する状態で活動を行わないようする。
- ②換気の悪い密閉空間での活動とならないよう、定期的に室内や体育館の換気を行う。
- ③過度の身体接触を伴う活動や近距離での会話や発声を行わないようする。

- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。

- ・生徒に発熱等の体調不良が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう徹底する。

- ・部活動で使用する用具等については、使用前に除菌作業を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しはさせない。

- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用とし、一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。また、不必要的会話や発声をしないよう生徒に指導する。

- ・マスクについては、運動時、演奏時等を除いて、基本的に着用させる。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してもよいこととする。その場合は、身体的距離（最低2メートル）を保つようする。

- ・学校の休業日（学期中の週末を含む）においても1日の活動時間は2時間以内（大会等への出場は除く）とする。

- ・他校との練習試合及び合同練習（合同チームは除く）は行わない。

- ・朝練習は実施しない。

- ・大会等については、公式戦であることや上位大会に続く予選会であることなどを考慮して参加を検討し、参加する場合は、感染症対策、大会前後の健康観察記録の保管などを徹底するとともに、主催団体の示した基準を順守する。

※ 新型コロナウイルス感染症については、日々、状況が変化しているため、方針については状況に応じて対応が変わる可能性がある。

## 卷末資料

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の教育活動等の実施の有無について

行事名等	方針	留意事項
運動会・体育大会 学習発表会・文化祭	延期 実施は 学校判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステージIV（緊急事態宣言・集中対策等）の期間等に実施予定の学校については、延期とする。</li> <li>・実施に向けては、分散開催、時間短縮、種目変更、参加者制限なども検討し、各校で判断する。</li> <li>・現段階では、他の期間に実施予定の学校については、予定どおりとする。</li> </ul>
修学旅行	延期 実施は 学校判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステージIV（緊急事態宣言・集中対策等）の期間等に実施予定の学校については、延期とする。</li> <li>・実施に向けては、保護者の理解・協力、旅行業者との綿密な連携等を踏まえ、各校で判断する。</li> <li>・現段階では、他の期間に実施予定の学校については、予定どおりとする。</li> </ul>
水泳指導（小）	延期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月21日以降に開始する。</li> </ul>
水泳記録会（小）	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場の収容状況を考慮して、今年度は中止する。</li> </ul>
陸上記録会（小）	実施予定 (R3. 10. 16 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現段階では「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努め、実施する。</li> </ul>
社会見学・職場訪問	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等の事情も勘案して、今年度は中止とする。</li> </ul>
野外活動（小）	実施予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現段階では「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努め、実施する。</li> </ul>
進路説明会（中）	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努め、実施する。</li> <li>・実施方法や実施内容などについて工夫する。</li> </ul>
教育実習	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努め、実施する。</li> <li>・他県在住の学生については、実習開始日の2週間前までに東広島市に戻り、体調管理を行うことを指示する。</li> <li>・事前に対応ができない場合や学生等の感染が判明した場合等は、実習の延期について配慮する。</li> </ul>
職場体験（中）	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等の事情も勘案して、今年度は中止とする。</li> </ul>
保育実習（中）	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入先の事情も勘案して、今年度は中止とする。</li> </ul>
中学校音楽会	実施予定 (R3. 11. 16 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現段階では「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努め、実施する。</li> </ul>
英検 I B A（中）	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する。</li> </ul>
参観日	学校判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施については、各校で判断する。</li> </ul>
こころの劇場（小）	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度は中止とする。</li> </ul>
防犯教室及び 薬物乱用防止教室	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努め、実施する。</li> <li>・実施方法や実施内容などについて工夫する。</li> </ul>
児童生徒健康診断	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3密」を可能な限り回避し、感染予防に努め、実施する。</li> </ul>
弁当DAY！	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度は中止とする。</li> </ul>
英語体験（中）	実施予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現段階では「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努め、実施する。</li> </ul>

※今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況により、変更になる可能性があります。